

請願・陳情提出者による意見陳述の実施要領

1 目的

矢板市議会基本条例第5条第3項の規定に基づき、本会議において委員会に付託された請願・陳情について、請願・陳情提出者が希望する場合、その提出者からの趣旨説明の機会を設けることで願意を的確に把握し、委員会審査の充実を図ることを目的とする。

2 意見陳述の申出

- (1) 請願・陳情提出者が意見陳述を希望する場合は、請願・陳情の受付時に申出を行う。
- (2) 意見陳述の申出の締切は、請願・陳情の提出締切日時とする。

3 意見陳述の可否

請願・陳情提出者から意見陳述の申出があった場合は、議会運営委員会において承認を得た上で、提出者にその可否を連絡する。

4 意見陳述の方法

(1) 実施時期

付託された委員会開会前又は休憩中に行うものとする。

(2) 意見陳述者

請願・陳情提出者のうち代表者1名とする。

(3) 陳述時間

意見陳述の時間は、5分程度とする。

(4) 陳述内容

陳述の内容については、請願・陳情の趣旨及び補足の説明に限る。

(5) 意見陳述者への質問

意見陳述者に対し、委員は質疑することができる。なお、意見陳述者から委員への質疑は認めないものとする。

(6) 資料等の配付

委員会における資料等の配付は原則認めない。なお、参考として、請願・陳情提出者が事前に資料の配付を希望する場合は、請願・陳情の提出締切日までに事務局に提出するものとする。

5 その他

(1) 意見陳述者への費用弁償について

意見陳述者の意思に基づく出席であることから、費用弁償は負担しないものとする。

(2) 会議録について

委員会開会前又は休憩中に実施することから、会議録は作成しないものとする。